

台風20号・21号被害の 農業者向け支援施策のお知らせ

この度の台風20号・21号で被災した果樹、野菜、花き栽培等の農業用施設、樹木等に対して、国等の支援が受けられることとなりました。

まずは、役場、JAまでご相談ください。

対象となる災害 台風20号、台風21号(国補助のみ)
対象者 日高川町に住所を有する農業者
要望締切 10月26日(金)

営農に係る無利子融資 <利息に補助>

	限度額	償還期限
運転資金	200万	5年(据え置き2年)
施設資金	350万	7年(据え置き2年)

農業用施設等の再建・補修を支援 <補助金>

補助率 90%以内
対象物件 ハウス施設、スプリンクラー等の農業用施設

被災した柑橘、梅等の改植等を支援 <補助金>

補助率 定額
対象内容 産地協議会が指定する品種への改植

個々の被災内容や復旧方針等により、受けられる支援や補助金等が異なります。最も適切な支援をご紹介するためにも、お手数ですが下記までご相談ください。

ご相談、お問い合わせ先

無利子融資のことは、JA紀州 川辺支店 (☎22-3561)
施設・設備のことは、日高川町役場 農業振興課 (☎22-2048)
果樹(改植)のことは、JA紀州 川辺選果場 (☎52-0221)